○財務省令第九十一号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第四条第六項及び第十三条第七項の規定に基づき、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令

国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（甲）　旅行命令依頼簿　No.

所属部局課（又は所属団体）				住所（又は居所）								
官職（又は職業）		氏名		職務の級	年月日 級 年月日 級							
発令年月日	用務	用務先	旅行期間	旅行命令権者の確認	旅行者の確認	出張官等の確認	概算払 年月日	概算払 金額	精算払 年月日	精算払 金額	備考	
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間					円		円		
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間									
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間									
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間									
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間									
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間									
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間									
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間									
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間									

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４

備考　１．本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
２．旅行命令等を変更の場合には、変更後の旅行命令等の備考欄に旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載すること。
３．必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

改正前

別表第一（甲）　旅行命令依頼簿　No.

所属部局課（又は所属団体）				住所（又は居所）								
官職（又は職業）		氏名		職務の級	年月日 級 年月日 級							
発令年月日	用務	用務先	旅行期間	旅行命令権者の認印	旅行者の認印	出張官等の認印	概算払 年月日	概算払 金額	精算払 年月日	精算払 金額	備考	
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間					円		円		
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間									
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間									
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間									
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間									
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間									
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間									
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間									
			自　年　月　日 至　年　月　日　日間									

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４

備考　１．本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
２．旅行命令等を変更の場合には、変更後の旅行命令等の備考欄に旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載すること。
３．必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
４．電磁的記録により作成する場合における認印は、氏名又は名称を明らかにする措置であつて各庁の長が定めるものをもつて当該認印に代えることができる。